

工事

令和 2 年度
総合評価落札方式等に係る入札契約手続きの見直し
【港湾空港関係】

令和 2 年 3 月 31 日

東北地方整備局
港湾空港部



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1. 令和2年度取り組みに係る変更点

1) i-Construction大賞の評価	【新規】	・	・	・	P 2
2) 海洋・港湾構造物設計士の評価	【新規】	・	・	・	P 3
3) 工事に使用する作業船の評価	【見直し】	・	・	・	P 4
4) 登録基幹技能者と建設マスター等の評価	【見直し】	・	・	・	P 7
5) 地域精通度・貢献度の評価	【見直し】	・	・	・	P 8

2. 総合評価落札方式における評価タイプ等

1) 評価タイプ別の区分表	・	・	・	・	・	P 10
2) 評価項目の基本パターン	・	・	・	・	・	P 11
3) 評価タイプ別の加算点一覧	・	・	・	・	・	P 12

3. 変更点以外の主な評価項目

1) I C T活用工事の評価	【継続】	・	・	・	P 14
2) ワークライフバランス推進企業の評価	【継続】	・	・	・	P 16
3) チャレンジ型	【継続】	・	・	・	P 17
4) 配置予定技術者の評価	【継続】	・	・	・	P 18
5) 技術者の地域精通度の評価	【継続】	・	・	・	P 19

4. その他の取り組み

1) 申請手続きの簡素化	【継続】	・	・	・	P 20
2) 若手技術者の技術の習得機会の拡大	【継続】	・	・	・	P 21
3) 主任又は監理技術者の配置変更	【継続】	・	・	・	P 22
4) 中小企業の受注機会確保に向けた取り組み	【継続】	・	・	・	P 23
5) 技術資料と入札書の同時提出	【継続】	・	・	・	P 24
6) ミス防止対策	【継続】	・	・	・	P 25
7) 災害復旧工事にかかる緩和措置	【継続】	・	・	・	P 26

1－1) i-Construction大賞の評価【新規】

建設現場の生産性向上を図る「i-Construction」に係る優れた取組によって表彰された、
i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)を評価する。
(なお、局長表彰は、従前通り東北地方整備局管内ののみの評価とする。)

■対象案件:全発注工事(WTO以外)

■評価基準

評価項目	評価基準	配点
i-Construction大賞受賞の有無、東北地方整備局が発注した工事のうち、平成27～令和元年度に受賞した優良施工表彰（港湾土木工事に限る）、又は工事成績優秀企業認定（港湾空港関係に限る）の有無	①i-Construction大賞（国土交通大臣賞、優秀賞） ②優良施工表彰（局長） ③成績優秀企業認定有	1.0～2.0
	優良施工表彰（事務所長）	0.5～1.0
	実績無し	0.0

※ i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞)の評価対象は、国又は地方公共団体等の港湾空港関係の発注工事で表彰されたものとする。

※ ①i-Construction大賞(国土交通大臣賞、優秀賞) ②優良施工表彰(局長) ③成績優秀企業認定
評価は①、②、③のいずれか一つ(重複した評価はしない)

※ 証明資料として表彰(写)で確認する。

港湾構造物の品質確保と円滑な施工を実施するとともに、当該工事における現場不一致等への迅速な対応を図るため、工事全般の施工管理等の職務を担う配置予定監理技術者(技術指導者含む)の有益な資格として、「海洋・港湾構造物設計士」を加点評価する。

■対象案件:全発注工事(WTO以外)

■評価基準

評価項目	評価基準	配点
当該工事の品質確保に有益な資格の取得状況	資格有り	1.0～2.0
	資格無し	0.0

確認資料の添付

法令による資格・免許の確認のための免許等の写しを添付すること

【令和2年度より追加】

○海洋・港湾構造物設計士

※原則、港湾構造物(岸壁・防波堤等)を施工する工事を対象とする。

※海洋・港湾構造物設計士の資格を保有している証明資料として合格証(写)で確認

【これまでの有益な資格の設定例】

○海上工事施工管理技術者(I類:浚渫 II類:コンクリート構造物 III類:鋼構造物)

(一財)港湾空港総合技術センター認定

○コンクリート技士またはコンクリート主任技士:(公社)日本コンクリート工学会認定

※コンクリート打設を実施する工事を対象とする。

1-3)工事に使用する作業船の評価【見直し】

作業船の維持、性能向上を図るため、作業船を使用する工事について、**新造及び環境性能の加点を増やし評価する。**

■対象案件：作業船を使用する工事(WTO以外)

■評価における加点

・『保有形態』の評価方法は、以下のとおり「登記簿」での保有比率又は、「海上保険証券」の保険支払比率に応じて加点する。

1位 登記簿での保有比率50%以上又は、海上保険証券の保険支払比率50%以上(2.0点)

2位 登記簿での保有比率20%以上50%未満又は、海上保険証券の保険支払比率20%以上50%未満(1.0点)

3位 登記簿での保有比率20%未満又は、海上保険証券の保険支払比率20%未満(0.5点)

⇒証明資料：「登記簿(写)」、「海上保険証券(写)」

・『新造』の評価方法は、平成22年7月以降に自ら「新造」したものを対象とし、かつ作業船の財産を保有するとともに、海防法に基づく放出基準を満足するものを対象とし、新造のみに関わる企業の出資比率に応じて加点する。

なお、加点期間は、新造後15年※を標準とする。

1位 出資比率が50%以上(3.0点)

2位 出資比率が20%以上50%未満(1.5点)

3位 出資比率が20%未満(0.5点)

⇒証明資料：「登記簿(写)」、「国際大気汚染防止原動機証書(写)」、「売買契約書(写)」

・『環境性能』の評価方法は、作業船の財産を保有するとともに、海防法に基づく放出基準を満足しているものを対象とし、作業船に設置されたクレーン原動機や主発電機等の取替等に関わる企業の出資比率に応じて加点する。

なお、加点期間は原動機製造後(新品取替)15年※、中古船については建造後15年※を標準とする。

1位 出資比率が50%以上(2.0点)

2位 出資比率が20%以上50%未満(1.0点)

3位 出資比率が20%未満(0.5点)

⇒証明資料：「登記簿(写)」、「国際大気汚染防止原動機証書(写)」、「売買契約書(写)」

※減価償却資産の耐用年数等に関する省令(機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表)を参考

【現状】

配 点			合 計 (最大)
保有形態	新 造	環 境 性 能	
2 ^{※2}	2 ^{※2}	—	4
2 ^{※2}	—	1 ^{※2}	3

【変更】

配 点			合 計 (最大)
保有形態	新 造	環 境 性 能	
2	3	—	5
2	—	2	4

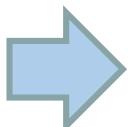
『新造』と『環境性能』の重複した評価はしない P4

※2 自社保有以外の場合は、配点に保有比率を掛ける。

1-3)工事に使用する作業船の評価【見直し】

■評価基準:

	評価項目	H31評価基準	配点
本工事に使用する作業船	保有形態	自社保有している	2.0
		共同保有している	$2.0 \times$ 持ち分比率
		保有していない	0.0
	新造	自ら新造し、かつ作業船の財産を所有し環境性能を満足する	$2.0 \times$ 出資比率
	環境性能	作業船を所有し、環境性能を満足する	$1.0 \times$ 出資比率
		上記以外	0.0



	評価項目	R2評価基準	配点
本工事に使用する作業船	保有形態	保有比率50%以上 又は、保険支払比率50%以上	2.0
		保有比率20%以上50%未満 又は、保険支払比率20%以上50%未満	1.0
		保有比率20%未満 又は、保険支払比率20%未満	0.5
	新造	出資比率50%以上	3.0
		出資比率20%以上50%未満	1.5
		出資比率20%未満	0.5
	環境性能	出資比率50%以上	2.0
		出資比率20%以上50%未満	1.0
		出資比率20%未満	0.5

<主な見直し内容>

- 「登記簿」での保有比率、機器購入、新造への出資比率に区分を設定し、加点することに変更する。
- 保有形態の評価に、船舶の管理運営状況を示す「海上保険証券」の支払比率を追加し、比率による加点
- 環境性能とは、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物放出量に係る放出基準」を満足

<申請した作業船が工事において「使用された」と判断する基準(使用日数)>

- 作業船評価は、申請時に作業船使用工種及び使用船舶を記載した様式を提出すること。
- 申請した作業船は当該工事で使用する履行義務が課せられるので留意すること。
- 当初の施工計画時点の数量を対象とし、使用日数が実日数の50%以上。(不履行の場合は「工事成績評定を3点減点」する。)
※複数の作業船を申請した場合は、1隻又は複数の合算使用日数が実日数の50%以上。

※新造と環境性能の重複した評価はしない。

※申請できる作業船は複数でも可とするが、評価の一番低い作業船を加算対象とする。

1－3)工事に使用する作業船の評価

■対象となる作業船の船種：下表に示す主作業船のうち、原動機が設置されている船舶を対象（規格は問わない）

①ポンプ浚渫船	⑥空気圧送船	⑪コンクリートミキサー船
②グラブ浚渫船	⑦旋回起重機船	⑫ケーソン製作用台船
③バックホウ浚渫船	⑧固定起重機船	⑬深層混合処理船
④リクレーマ船	⑨クレーン付台船	⑭サンドドレーン船
⑤バージアンローダ船	⑩杭打船	⑮サンドコンパクション船

※港湾請負工事積算基準 2-1-(16)「主な港湾工事用作業船の積算基準上の扱い」のうち、主作業船を抜粋

■環境性能の評価（窒素酸化物の放出量に係る放出基準【海防法施行令】）

原動機の種類、能力及び用途	窒素酸化物の放出量に係る放出基準
一 ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超える、かつ、定格回転数が毎分130回転未満のもの（法第十九条の四第一項第二号又は第三号に掲げる原動機（以下この表において「特定用途原動機」という。）に該当するものを除く。）	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量（単位は、グラムとする。以下同じ。）の値が14.4以下であること。
二 ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超える、かつ、定格回転数が毎分130回転以上2,000回転未満のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の値が44を当該原動機の毎分の定格回転数の値を0.23乗して得た値で除して得た値以下であること。
三 ディーゼル機関であって、定格出力が130kWを超える、かつ、定格回転数が毎分2,000回転以上のもの（特定用途原動機に該当するものを除く。）	1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の値が7.7以下であること。
四 前三号に掲げるものの以外の原動機	窒素酸化物の放出量は、限定しない。

備考 1kW時当たりの窒素酸化物の放出量の算出方法は、国土交通省令で定める。

建設工事で生産性の向上を図り、品質、コスト、安全面で質の高い施工を確保するため、また、建設業界の担い手の確保・育成の観点より、優秀な現場従事技能者として「登録基幹技能者」「建設マスター」「建設ジュニアマスター」の活用を推進する。

○登録基幹技能者

熟達した作業能力、豊富な知識、現場を効率的にまとめるマネジメント能力を備え、専門工事業団体の資格認定を受けた技能者

○建設マスター

建設産業の第一戦で「ものづくり」に直接従事している建設技能者の中から、特に優秀な技術・技能を持ち、後進の指導・育成などに多大な貢献をしている方を国土交通大臣が顕彰した技能者

○建設ジュニアマスター

建設マスターに達するまでの技術・技能の向上を図り、今後さらなる活躍が期待される青年技能者を土地・建設産業局長が顕彰した技能者

■対象案件：全発注工事(WTO以外)

■評価基準：

評価の項目	評価基準	配点
企業の能力等： 技能者等の配置	登録基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターを配置する	1.0～2.0
	登録基幹技能者、建設マスター又は建設ジュニアマスターを配置しない	0.0

※要件等
 -技能者は元請又は下請と直接的かつ恒常的な雇用関係であること
 -該当工種の施工期間全てに配置できるもの
 -競争参加は申請のみで評価し、資格者証や配置予定技術者名簿等の提出は不要であるが、受注後に履行確認(資格と従事)を行い、不履行の場合はペナルティ(成績減点)

■主な適用事例：

配置を求める工種	対象となる登録基幹技能者	対象となる建設マスター
浚渫工	海上起重	しゅんせつ工、建設機械運転工（海上工事）
ケーソン据付	海上起重	建設機械運転工（海上工事）、潜水士
ケーソン製作	鉄筋、型枠、圧送	とび工、大工、コンクリート工

大規模災害時の航路啓開・応急復旧作業に作業船の保有・維持は必要不可欠であるため、作業船保有業者の受注機会確保に向け、作業船を使用しない工事において、作業船を保有している企業を評価する。

■ 対象案件：作業船を使用しない工事（A等級参入以外の施工能力評価型　I型・II型）

■ 加点評価条件：（以下のすべての条件を満足）

- ① 災害時において迅速に対応する必要があるため、作業船を**自社保有**していること。
- ② 東北地方整備局（港湾空港部）と災害協定書を締結している協会等の会員となっている企業。

■ 評価基準：

評価項目	評価基準	配点
地域精通度・貢献度： 災害時に活用できる作業船の保有	自社保有あり	2.0
	自社保有無し	0.0

※災害時に活用できる作業船とは、自社保有の「**グラブ浚渫船**」「**バックホウ浚渫船**」「**起重機船**」「**クレーン付台船**」のいずれかとする。

※作業船は自社保有していること。⇒証明資料：「登記簿(写)」

自社保有の定義

- ・100%自社保有の船舶
- ・親会社が50%以上の株式を保有している子会社100%保有の船舶
- ・親会社と共に100%保有している船舶 など

災害発生時の迅速な状況把握や円滑かつ的確な対応を行い、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧を図るために、作業船を使用する工事において、東北地方整備局(港湾空港部)と災害協定を締結している協会の会員を評価する。

■対象案件：作業船を使用する工事(A等級参入以外の施工能力評価型　I型・II型)

■加点評価条件：

東北地方整備局(港湾空港部)と災害協定を締結している協会等の会員となっている企業

■評価基準：

評価項目	評価基準	配点
地域貢献度(災害協定締結の有無)	東北地方整備局(港湾空港部)と災害協定を締結している協会等の会員となる企業	2.0
	東北地方整備局(港湾空港部)と災害協定の締結なし	0.0

※災害協定を締結している場合は、様式に記載し、協定書の写し等の事実を証明できる資料を添付すること。

※協会を通じて協定締結を行っている場合は、協会員であることを証明できる資料を併せて添付すること。

2-1) 評価タイプ別の区分表

東北地方整備局(港湾空港関係)で取り組む総合評価落札方式の評価タイプは下表のとおり。

	施工能力評価型			技術提案評価型		
	II型	I型(標準型)	I型(施工計画重視型)	S型	AⅢ型	AⅠ型、AⅡ型
分類の考え方	工事内容	・企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、 <u>企業・技術者の能力等で確認する</u> 工事	・企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、 <u>企業・技術者の能力等で確認する</u> 工事	・企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、 <u>企業・技術者の能力等で確認する</u> 工事	・施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	AⅠ:通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合 AⅡ:有力な構造・工法が複数ある場合
	提案内容	・求めない	・施工計画 (施工上の特定テーマに対する施工計画)	・施工計画 (施工上の特定テーマに対する施工計画)	・施工上の工夫等に係る提案	・部分的な設計変更や高度な施工技術等に係る提案 ・施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
	評価方法	・企業・技術者の能力等のみで評価	・可否評価	・点数化して評価	・点数化して評価	・点数化して評価
	ヒアリング	・実施しない	・実施しない	・実施しない	・必要に応じて実施	・必須
	段階的選抜	・実施しない	・実施しない	・実施しない	【非WTO】 ・実施しない 【WTO】 ・必要に応じて実施	・実施しない
	予定価格	・標準案に基づき予定価格を作成			・標準案に基づき予定価格を作成 ・技術提案に基づき予定価格を作成	
加算点	40点 ア)企業・技術者の能力等40点	40点 ア)企業・技術者の能力等40点	40点 ア)施工計画20点 イ)企業・技術者の能力等20点	50~60点 【非WTO】 ア)技術提案30~40点 イ)企業・技術者の能力等20点 【WTO】 ア)技術提案60点	70点	
発注形態の目安	設計・施工分離	設計・施工分離	設計・施工分離	設計・施工分離	詳細設計付き又は設計・施工分離	設計・施工一括

2-2) 評価項目の基本パターン

平成31年度 評価項目		作業船 評価あり	作業船 評価なし
企業の能力等	施工実績	○	○
	成績評定点	○	○
	優良施工表彰又は 工事成績優秀企業認定	○	○
	安全施工表彰	○	○
	登録基幹技能者 又は建設マスター	○	○
	技術開発実績	—	○
	I S O 取得	—	○
	作業船の保有形態	○	—
	作業船の新造	○	—
	作業船の環境性能	○	—
技術者の能力等	施工経験	○	○
	成績評定点	○	○
	優良技術者表彰	○	○
	C P D	○	○
	有益な資格	○	○
地域精通度・貢献度 ※A等級は評価しない	建設業B C P	○	○
	作業船保有	○	○

令和2年度 評価項目	作業船 評価あり	作業船 評価なし
施工実績	○	○
成績評定点	○	○
i-Construction大賞受賞、 優良施工表彰又は 工事成績優秀企業認定	○	○
安全施工表彰	○	○
登録基幹技能者、 建設マスター又は 建設ジュニアマスター	○	○
技術開発実績	—	○
I S O 取得	—	○
作業船の保有形態評価基準見直し	○	—
作業船の新造評価基準見直し	○	—
作業船の環境性能評価基準見直し	○	—
施工経験 配点見直し	○	○
成績評定点 配点見直し	○	○
優良技術者表彰 配点見直し	○	○
C P D	○	○
有益な資格 海洋・港湾構造物設計士	○	○
建設業B C P	○	○
災害時に活用できる作業船保有	—	○
災害時における協定締結	○	—

※作業船評価：作業船を使用する工事に適用（W T O以外）
『新造』と『環境性能』の重複した評価はしない

3-1) ICT活用工事の評価【継続】

国土交通省が提唱するi-constructionに基づき、ICTの全面的活用を図るため、起工測量、数量計算、施工、出来形測量、検査及び工事完成図書や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「ICT活用工事」について評価を行う。

- 対象案件：港湾等しゅんせつ工事（浚渫工）
港湾土木工事（基礎工、被覆・根固工）
発注者指定以外

■ 評価基準：

評価項目	評価基準	配点
企業の能力等： ICT活用工事計画	①～⑤の全ての段階で全面的に活用する	1.0 (2.0)
	①～⑤の全ての段階で全面的に活用する計画ではない場合、または活用しない	0.0

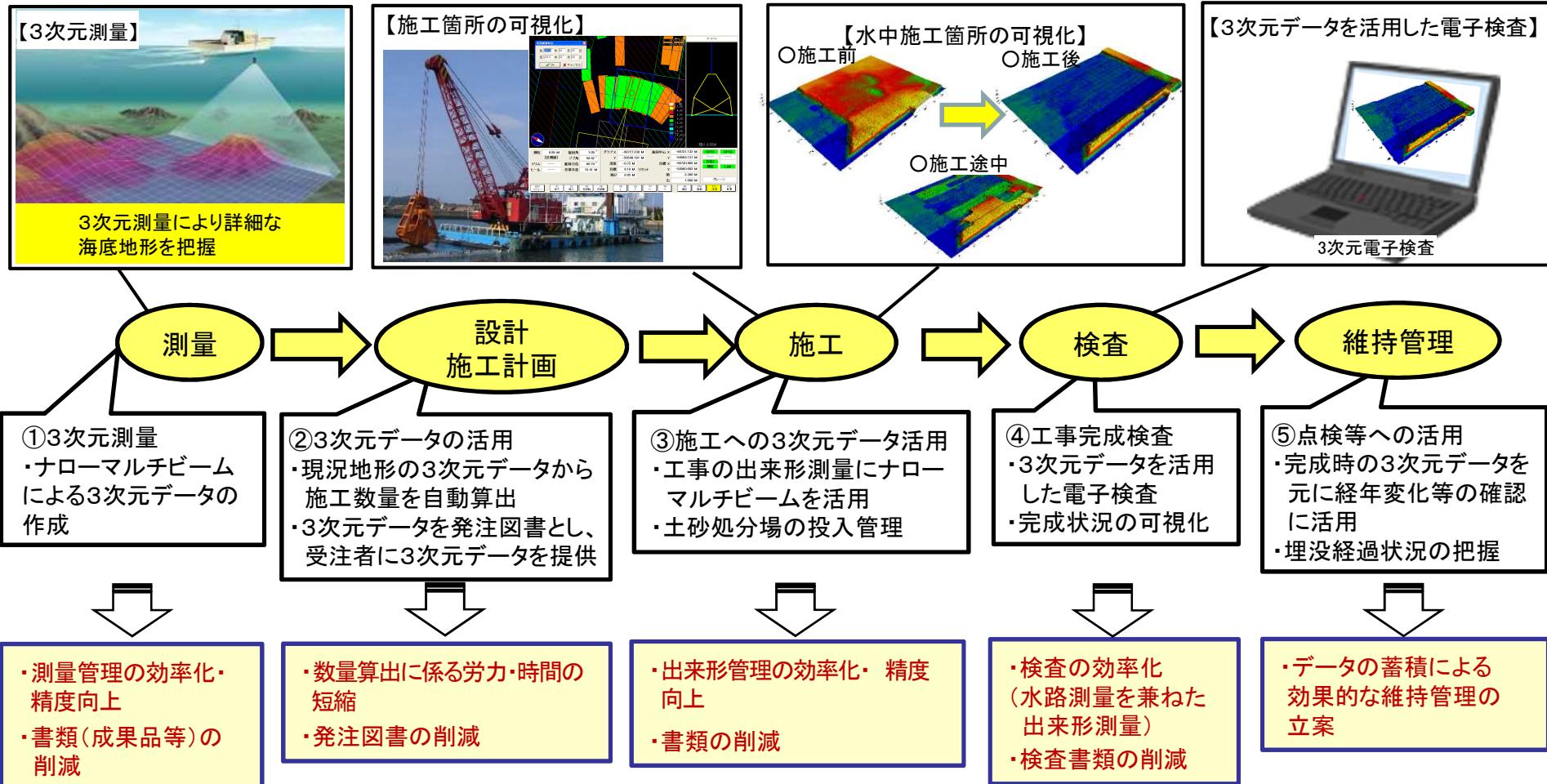
OICT活用工事の総合評価：施工者希望型

受注者の希望によって「ICT活用工事」を実施する場合、総合評価落札方式において、ICT活用の計画について評価する。また、必要な経費を設計変更にて計上する。

3-1) ICT活用工事の評価

- 港湾工事の生産性向上を目指して、浚渫工・基礎工・ブロック据付工にICTを導入
- 必要となる技術基準や積算基準は平成28年度に整備

■ICTの全面的な活用



■その他

- ・発注方式は、発注者指定型(経費は当初設計で計上)、施工者希望型(ICT活用計画を評価、経費は設計変更で計上)
- ・ICT活用工事を実施した場合は工事成績評定で評価する

ワーク・ライフ・バランス(WLB)を推進する企業を評価

- 女性が輝く社会づくり本部で決定された「女性躍進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」に基づき、法令に基づく認定企業等を評価する。
- 段階選抜方式(一次審査項目)から切り離し、WLB推進企業を評価する試行工事を実施する。

■ 対象案件:A等級企業対象(WTO以外)

■ 評価基準:

評価項目	評価基準	配点
WLB等を推進する企業の評価	次に示すいずれかの認定を受けている 女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等) 次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業) 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	1.0
	認定を受けていない	0.0

■ 配点例:技術提案評価型(S型 非WTO)企業の能力等 配点合計10点

H31対象工事の評価項目	配点
企業の能力等	同種工事の施工実績
	2.0
	工事成績評定点
	3.0
	優良施工表彰又は成績優秀企業認定
	1.0
	安全施工表彰
	1.0→0.5
WLB推進企業の認定	1.0
作業船の保有形態	1.0
作業船の新造	1.5
作業船の環境性能	1.0

WLB評価の対象となる認定制度

・女性の職業生活における
活躍の推進に関する法律
に基づく認定等
(女性採用比率、勤続年数男女差等)



・次世代育成支援対策推進
法に基づく認定
(職場ぐるみで子育てサポート等)



・青少年の雇用の促進等に
関する法律に基づく認定
(若者の採用や人材育成に積極的等)



3-3) チャレンジ型の実施【継続】

地域企業や受注実績の少ない企業の参加が想定される工事や、工事実績評価の比率を下げる、技術提案力をより高く評価することで、受注機会の拡大を図ることが望ましいと判断される工事へ適用する。

■技術提案評価型(S型)(非WTO)

※()は1テーマの場合

標準タイプ

総合評価対象 60点(50点)		
技術提案 40点(30点)	企業の能力等 10点	技術者の能力等 10点
67%(60%)	17%(20%)	17%(20%)

技術提案 40点(30点)
企業の能力等 10点
技術者の能力等 10点
合計 60点(50点)

チャレンジ型

総合評価対象 50点(40点)		
技術提案 40点(30点)	企業の能力等 5点	技術者の能力等 5点
80%(75%)	10%(13%)	10%(13%)

技術提案 40点(30点)
企業の能力等 5点
技術者の能力等 5点
合計 50点(40点)

■施工能力評価型(I型 施工計画重視型)

標準タイプ

総合評価対象 40点		
施工計画 20点	企業の能力等 10点	技術者の能力等 10点
50%	25%	25%

配点ウエイト

施工計画 20点
企業の能力等 10点
技術者の能力等 10点
合計 40点

チャレンジ型

総合評価対象 40点		
施工計画 30点	企業の能力等 5点	技術者の能力等 5点
75%	13%	13%

施工計画 30点
企業の能力等 5点
技術者の能力等 5点
合計 40点

3-4) 配置予定技術者の評価【継続】

■目的

海上工事において、正確、円滑かつ安全に施工するため、海上工事の特性を理解し、その施工に関し、総合的な技術検討、対外調整及び技術判断ができる高度な技術力と経験を有する技術者として、工事内容に応じた海上工事施工管理技術者の資格を総合評価の「技術者の能力等」にて評価を行う。

■評価方法

海上工事の主たる工種毎に専門性の向上を図るため、資格分類毎(I類:浚渫、II類:コンクリート構造物、III類:鋼構造物)に評価するものとする。

(1) I類:浚渫

海上工事(大工種)	I類の対象工種	主要作業船
浚渫工(航路・泊地)	ポンプ浚渫工	ポンプ浚渫船
	グラブ浚渫工	グラブ浚渫船
	硬土盤浚渫工	硬土盤グラブ船
	岩盤浚渫工	碎岩兼用グラブ船、碎岩船
	バックホウ浚渫工	バックホウ船
	構造物撤去工	海上撤去工(航路・泊地)
		起重機船、クレーン付台船、グラブ船

(3) III類:鋼構造物

海上工事(大工種)	III類の対象工種	主要作業船
本体工	鋼矢板式	鋼矢板工
	鋼杭式	鋼杭工
	鋼製セル式	鋼製セル設置・打設工
	ジャケット式等	起重機船、杭打船、クレーン付台船、ガット船、
	その他の鋼構造	ミキサー船
	浮桟橋	鋼杭工
海上地盤改良工 (鋼構造物の基礎施工)	床掘工	浚渫船、ガット船
	圧密・排水工	サンドドレーン船、ペーパードレーン船
	締固工	サンドコンパクション船
	固化処理工	深層混合処理船
橋梁下部工	鋼管矢板基礎工	杭打船、クレーン付台船
	鋼管杭打ち工	杭打船、クレーン付台船
構造物撤去工	鋼管杭等撤去工	起重機船、クレーン付台船、杭打船、グラブ船
	ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船
	上部撤去工	起重機船、クレーン付台船

(2) II類:コンクリート構造物

海上工事(大工種)	II類の対象工種	主要作業船
本体工	基礎工	基礎捨石工
	ケーソン式	ケーソン製作工(海上施工)
		ケーソン進水据付工
		クレーン付台船、引船(据付)、ガット船
	ブロック式	本体ブロック据付工
	場所打式	場所打コンクリート工
		水中コンクリート工
		ミキサー船、クレーン付台船
上部工	プレパックドコンクリート工	ミキサー船、クレーン付台船
	捨石・ 捨ブロック式	水中不分離性コンクリート工
		ミキサー船、クレーン付台船
		ガット船、クレーン付台船
	沈埋トンネル	沈埋トンネル据付工
	海上地盤改良工 (コンクリート構造物の基礎施工)	沈埋函沈設用台船、起重機船、クレーン付台船
消波工	上部コンクリート工(海上施工)	ミキサー船、起重機船、クレーン付台船
	床掘工	浚渫船、ガット船
	圧密・排水工	サンドドレーン船、ペーパードレーン船
	締固工	サンドコンパクション船
橋梁下部工	固化処理工	深層混合処理船
	消波ブロック据付工	起重機船、クレーン付台船
	基礎工	ケーソン工
		クレーン付台船、引船(据付)
構造物撤去工	橋台・橋脚工	橋脚コンクリート工
	基礎撤去工	クレーン付台船、ミキサー船
		起重機船、クレーン付台船、グラブ船、ガット船
		本体撤去工
その他の海上工事	ブロック類撤去工	起重機船、クレーン付台船
	上部撤去工	起重機船、クレーン付台船
	I類、III類へ分類が出来ない工事。	

3－5) 技術者の地域精通度の評価【継続】

東北地方の技術者の育成・定着及び転勤による負担軽減を目的に、東北地域に精通した技術者を積極的に活用し、工事の円滑な実施と品質向上を図るため、技術者の地域精通度を評価する試行工事を実施する。

■ 対象案件：A等級企業対象(WTO以外)

■ 評価基準：

評価項目	評価基準	配点
技術者の能力等： 当該エリアにおける過去4年間の工事実績	当該エリアにおいて、 <u>3件以上の工事で、主任(監理)技術者あるいは現場代理人として従事</u>	<u>2.0(4.0)</u>
	当該エリアにおいて、 <u>1件以上の工事で、主任(監理)技術者あるいは現場代理人として従事</u> 、 又は、当該エリアにおいて、 <u>3件以上の工事で、担当技術者として従事</u>	<u>1.0(2.0)</u>
	当該エリアにおいて、3件未満の工事で、担当技術者として従事	0.0

※要件等 ・元請けまたは下請けとして受注金額1,000万円以上の工事を対象

- ・工事実績は港湾関係か否かは問わない
- ・CORINS等のデータの写し、または契約書の写し等により実績を確認
- ・当該エリアの範囲は、都道府県単位とする

■ 配点例：施工能力評価型 I型(標準型)A等級対象 企業の能力等 配点合計20点

H31対象工事の評価項目		配点
技術者の能力等	同種工事の施工経験	6.0
	工事成績評定点	6.0
	優良技術者表彰	4.0
	技術者の地域精通度	4.0

4－1) 申請手続きの簡素化【継 続】

働き方改革の一環として、生産性の向上を図るべく、次の事項に取り組む。

- ①電子入札システム申請時に提出求めていたコリンズの工事実績データ、特記仕様書、成績評定通知書等の写しを削減！
- ②全ての評価タイプ(技術提案評価型、施工能力評価型)で求めていた工程表の提出を削減！

これまで

- I. 競争参加資格確認申請書
 - II. 同種の工事の施工実績
<証明資料:20枚程度/社>
 - コリンズ登録内容確認書又は契約書・特記仕様書・図面
 - 請負工事成績評定通知書
 - 建設工事共同企業体協定書
 - III. 主任(監理)技術者等の資格・工事経験
<証明資料:20枚程度/者>
 - コリンズ登録内容確認書又は契約書・特記仕様書・図面
 - 請負工事成績評定通知書
 - 監理技術者資格者証
 - 資格合格証明書
 - IV. 工程表
 - V. 技術提案
 - VI. 工事に使用する作業船の申請
 - 国際大気汚染防止原動機証書
 - 海上保険証券
 - 共同保有契約書
- 等

平成31年4月～

- I. 競争参加資格確認申請書
 - II. 同種の工事の施工実績
<証明資料:不要>
 - コリンズ登録内容確認書又は契約書・特記仕様書・図面 不要
 - 請負工事成績評定通知書 不要
 - 建設工事共同企業体協定書 不要
 - III. 主任(監理)技術者等の資格・工事経験
<証明資料:2枚程度/者>
 - コリンズ登録内容確認書又は契約書・特記仕様書・図面 不要
 - 請負工事成績評定通知書 不要
 - 監理技術者資格者証
 - 資格合格証明書
 - III. 技術指導者の資格・工事経験
<証明資料:2枚程度/者>
 - コリンズ登録内容確認書又は契約書・特記仕様書・図面 不要
 - 請負工事成績評定通知書 不要
 - 監理技術者資格者証
 - 資格合格証明書
 - IV. 工程表 不要
 - V. 技術提案
 - VI. 工事に使用する作業船の申請
 - 国際大気汚染防止原動機証書
 - 海上保険証券
 - 共同保有契約書
- 等

これから

【若手技術者登用促進型(工事)】

○若手技術者の定義:
昭和55年4月2日以降に生まれた者

■目的

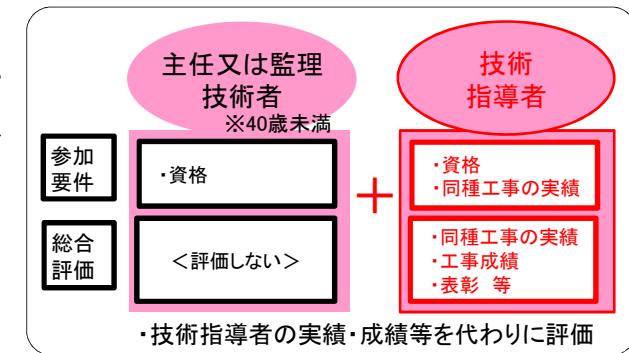
建設業における若手技術者の活躍に向けて、若手技術者(40歳未満)が主任又は監理技術者としての現場経験を積むことができるよう若手技術者の登用を促すとともに、現場経験の多い技術者(技術指導者)をあわせて配置することにより技術の伝承を図るための取り組みである。

■実施概要

若手技術者は、総合評価において技術者点数が低い傾向があり、主任又は監理技術者としての登用の妨げになっている可能性があることから、技術指導者を配置する場合には若手技術者の代わりに技術指導者を評価対象とすることにより、若手技術者の登用を促進させる。

■評価対象となる若手技術者等の配置

若手技術者育成のため技術指導者を配置する場合に評価する。



(工事技術的難易度の低い工事:
難易度I～III、予定価格:3.0億円未満)
若手主任又は監理技術者 + 技術指導者(非専任)

○総合評価の同種実績、成績評定、表彰等は、技術指導者(非専任)の実績で評価する。
※別件工事で専任配置をしていないことを条件として、
技術指導者(非専任)は、工事3件まで登録可能とする。

(工事技術的難易度の高い工事:
難易度IV～VI又は予定価格3.0億円以上)
若手主任又は監理技術者 + 技術指導者(専任)

○総合評価の同種実績、成績評定、表彰等は、技術指導者(専任)の実績で評価する。

■対象案件

全発注工事

■その他

技術指導者の配置の有無に関わらず若手技術者を配置した場合は、工事成績評定で評価する。

4－3) 主任又は監理技術者の配置変更【継続】

■目的

配置予定主任又は監理技術者を複数名申請から1名申請のみとし、併せて契約後の変更を認めることにより、主任又は監理技術者の柔軟な配置や申請書類の削減、申請手続きの簡素化に繋がる。

■実施概要

- 主任又は監理技術者について申請時は1名のみを申請することとし、複数申請は認めない。
- 契約後の主任又は監理技術者の変更を認める。

■変更申請受け付け期間

- 落札決定日から工事着手日1週間前まで

※工事着手日は、準備工事(現場事務所等設置や現地測量)の初日をいう。

※変更申請は、変更主任(監理)技術者に係る審査期間の確保のため、工事着手日の1週間前を期限とする。

■変更主任又は監理技術者の条件

※コリンズ登録は 契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内

- 入札申込みの3ヶ月前以前から受注者に雇用されていること

- 変更前の主任又は監理技術者と同等以上の技術力が確保されること

※同等以上の技術力とは、技術者の資格・施工経験・表彰実績等に基づく総合評価の評価合計点が同点以上となること

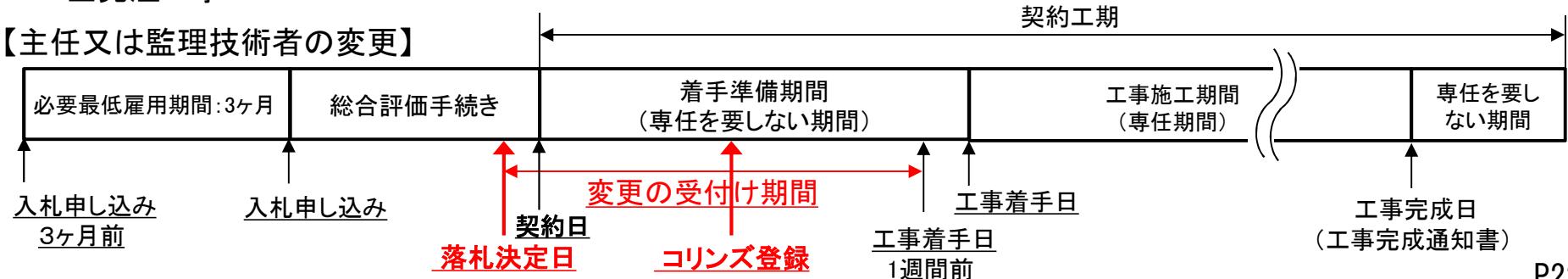
■主任又は監理技術者を変更する際の提出書類

- 落札決定日から工事着手日1週間前までに変更主任又は監理技術者の技術力が同等と判断できる書類を提出する。
※変更主任又は監理技術者の資格・施工経験・表彰実績など
※受注者における一定の雇用期間(入札申込みの3ヶ月前以前から継続)が確認できる資料

■対象案件

- 全発注工事

【主任又は監理技術者の変更】



1. WTO対象工事における参加要件の緩和

- JVの代表者以外の構成員に係る客観点数の引き下げ
各工種、現行より更に100点引き下げることを可能とする。

【港湾土木工事】

JV構成企業	客観点数	
		引下げ
代表者	1150点以上	—
<現行> 代表者以外の構成員	950点以上	200点
<緩和> 代表者以外の構成員	平成30年度より 850点以上	300点

【港湾等しゅんせつ工事】

JV構成企業	客観点数	
		引下げ
代表者	950点以上	—
<現行> 代表者以外の構成員	850点以上	100点
<緩和> 代表者以外の構成員	平成30年度より 750点以上	200点

2. 下請け施工実績について(企業、配置予定主任又は監理技術者)

■実施概要

中小企業の元請け実績の確保に向け、作業船を使用する工事において、主作業船を使用した下請け施工実績を、競争参加要件の元請けとしての同種実績として認める。

ただし、総合評価の「同種工事の施工実績」の加点評価は行わない。

■下請け実績を認める場合

企業の元請け実績として、発注工事の競争参加要件で求める「同種工事の施工実績」がない場合に、企業と配置予定主任 又は 監理技術者の東北地整発注の一次下請け実績を認める。

■下請け実績の確認資料

○企業の実績

- 一次下請実績が確認できる資料
 - ・下請実績:施工体制台帳、下請契約書 等

○配置予定主任又は監理技術者の実績

- 一次下請の主任技術者として配置された実績が確認できる資料
 - ・下請配置実績…施工体制台帳 等

■対象案件

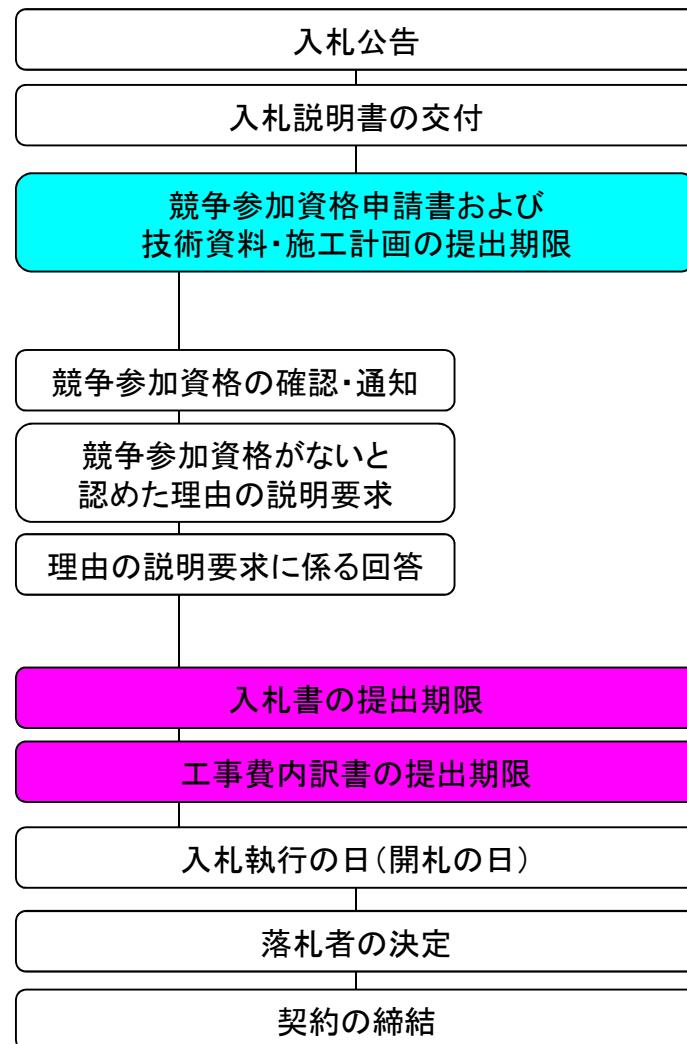
作業船を使用する港湾土木工事、港湾等しゅんせつ工事(WTO以外)

※主作業船:港湾請負工事積算基準 2-1-(16)「主な港湾工事用作業船の積算基準上の扱い」にある主作業船(p6参照)
ポンプ浚渫船、旋回起重機船、クレーン付き船など

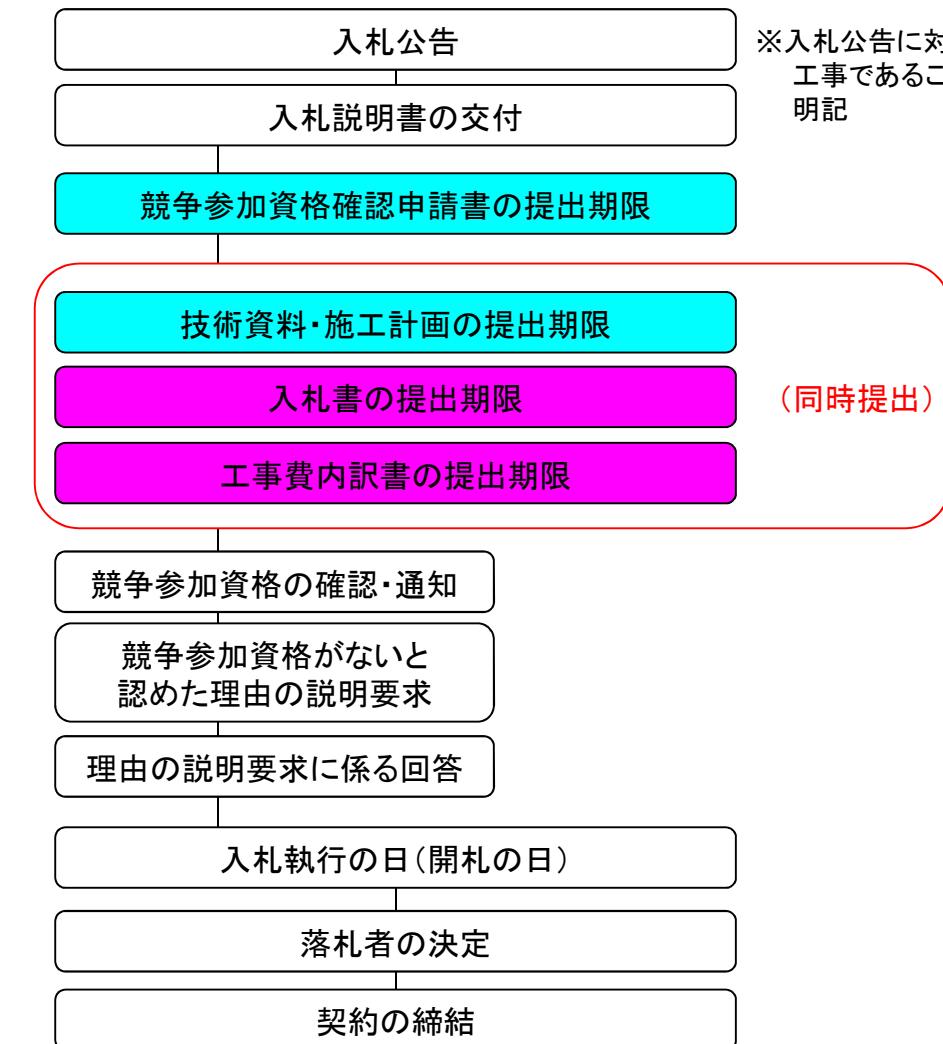
4-5) 技術資料と入札書の同時提出【継続】

不正が発生しにくい入札手続きとして、入札書と技術資料を同時に提出させることにより、技術評価点の漏洩の防止を図るとともに、予定価格の作成を入札書提出後にすることにより、予定価格の漏洩の防止を図る。<対象：施工能力評価型を適用する工事>

<通常の手続きフロー>



<同時提出の手続きフロー>



4-6) ミス防止対策【継続】

総合評価落札方式において、発注者の評価ミス、申請者の申請漏れ等をなくし、適正に評価することを目的に「申請者の算出による評価点一覧表」の提出。

【様式(例)】

申請者の算出による評価点一覧表

工事名：○港○地区防波堤根固外工事
会社名：

1) 企業の技術力

評価項目	配 点	自 採 主 点	評価基準
平成16年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した同種工事における施工実績（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る）	4.0	/4.0	[より同種性の高い工事実績]
	0.0		[同種性が認められる工事実績]
東北地方整備局が発注した工事のうち、平成25～29年度に元請けとして、完成・引き渡しが完了した工事（港湾土木工事に限る）がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点	6.0	/6.0	8 0 点以上
	5.0		7 8 点以上 8 0 点未満
	4.0		7 6 点以上 7 8 点未満
	3.0		7 4 点以上 7 6 点未満
	2.0		7 2 点以上 7 4 点未満
	1.0		7 0 点以上 7 2 点未満
	0.0		7 0 点未満又は実績無し
	0.0		
東北地方整備局が発注した工事のうち、平成26～30年度に受賞した優良施工表彰（港湾土木工事に限る）、工事成績優秀企業認定（港湾空港関係に限る）の有無	2.0	/2.0	局長表彰又は認定の実績有り
	1.0		事務所長表彰の実績有り
	0.0		実績無し
東北地方整備局が発注した工事のうち、平成26～30年度に受賞した安全施工表彰（港湾土木工事に限る）の有無	1.0	/1.0	東北地方工事安全施工推進大会実行委員会表彰（局長表彰）の実績有り
	0.5		事務所長表彰の実績有り
	0.0		実績無し
港湾工事の関連分野における技術開発実績の有無	2.0	/2.0	実績有り
	0.0		実績無し
品質管理・環境マネジメントシステムの取得	2.0	/2.0	ISO9001 又は ISO14001 の認証を取得済み
	0.0		認証を未取得
登録基幹技能者又は建設マスターの配置	1.0	/1.0	登録基幹技能者又は建設マスターを配置
	0.0		登録基幹技能者又は建設マスターの配置無し
企業の技術力			
合計	/18.0		

2) 配置予定技術者の技術力

評価項目	配 点	自 採 主 点	評価基準
平成16年4月1日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した同種工事における施工経験での立場（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る）	6.0	/6.0	[より同種性の高い工事実績]
	3.0		[同種性の高い工事実績]
	0.0		[同種性が認められる工事実績]
地方整備局（8局）が発注した工事のうち、監理（主任）技術者および現場代理人として従事した、平成25～29年度に元請けとして、完成・引き渡しが完了した工事（港湾土木工事に限る）がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点	6.0	/6.0	8 0 点以上
	5.0		7 8 点以上 8 0 点未満
	4.0		7 6 点以上 7 8 点未満
	3.0		7 4 点以上 7 6 点未満
	2.0		7 2 点以上 7 4 点未満
	1.0		7 0 点以上 7 2 点未満
	0.0		7 0 点未満又は実績無し
	0.0		
東北地方整備局が発注した工事のうち、平成26～30年度に受賞した優秀工事技術者表彰（港湾空港関係に限る）の有無	2.0	/2.0	配置予定技術者が局長表彰の実績有り
	1.0		配置予定技術者が事務所長表彰の実績有り
	0.0		実績無し
継続研鑽（CPD）の取り組み状況	2.0	/2.0	継続研鑽（当該団体推奨単位以上取得）の証明有り
	0.0		当該団体推奨単位未満の取得または取り組み無し
当該工事の品質確保に有益な資格の取得状況	2.0	/2.0	資格有り
	0.0		資格無し
配置予定技術者の技術力			
合計			/18.0

3) 地域精通度・貢献の実績

評価項目	配 点	自 採 主 点	評価基準
東北地方整備局（港湾空港関係）における災害時建設業事業継続力認定の有無	2.0	/2.0	認定有り
	0.0		認定無し
作業船保有状況の有無	2.0	/2.0	作業船保有有り（自社又は共有）
	0.0		作業船保有無し
地域精通度・貢献の実績			
合計			/4.0
加算点			
合計			/40.0

○分任負担行為担当官所掌範囲の拡大

被災3県(岩手県、宮城県、福島県)の分任支出負担行為担当官の所掌範囲(分任官枠)の拡大を継続

工事種別	工事規模
港湾土木工事 港湾等しゅんせつ工事 空港等土木工事	6億9千万円
空港等舗装工事	5億円

業務

令和 2 年度
総合評価落札方式等に係る入札契約手続きの見直し
【港湾空港関係】

令和 2 年 3 月 31 日

東北地方整備局
港湾空港部



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

1. 令和2年度取り組みに係る変更点

- 1) 過年度関連業務資料のデジタル情報での提示について 【新規】 ··· P 3 0
- 2) 総合評価での港湾海洋調査士等の評価について 【新規】 ··· P 3 1
- 3) 港湾空港部長表彰の評価について 【新規】 ··· P 3 2
- 4) 総合評価落札方式の適用タイプ別配点表 【見直し】 ··· P 3 3

2. 変更点以外の主な評価項目等

- 1) 若手技術者の技術の習得機会の拡大 【継続】 ··· P 3 4
- 2) 配置予定技術者の評価方法 【継続】 ··· P 3 5
- 3) ミス防止対策 【継続】 ··· P 3 6

1. 過年度関連業務資料のデジタル情報での提示について【新規】

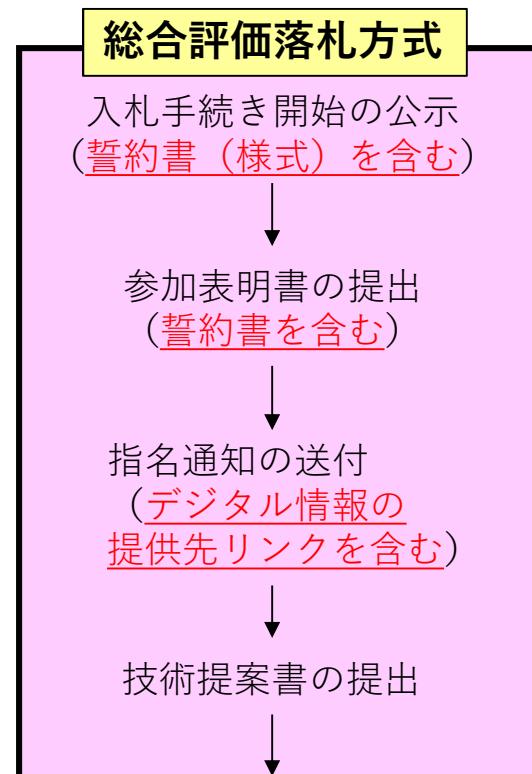
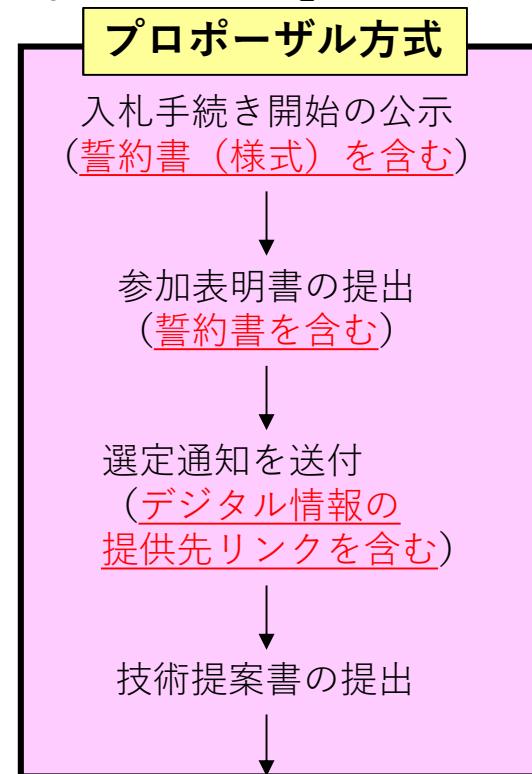
【目的】

入札手続きの負担軽減及び効率化を図るため、過年度の関連業務資料をデジタル情報で提供する。

【方法】

- プロポーザル方式及び総合評価落札方式の公募型又は簡易公募型を対象とし、入札手続き開始の公示時に参加表明書申請の様式に含めて誓約書（様式）を配布し、閲覧を希望する者は参加表明書提出の際に各様式と併せて提出して頂き、選定者又は指名者に限定してデジタル情報を提供する。
- デジタル情報については、印刷不可にするとともにパスワードを設定するものとする。
- 令和2年4月1日以降に入札公告する業務より適用する。なお、サーバ容量等により一部限定する場合がある。

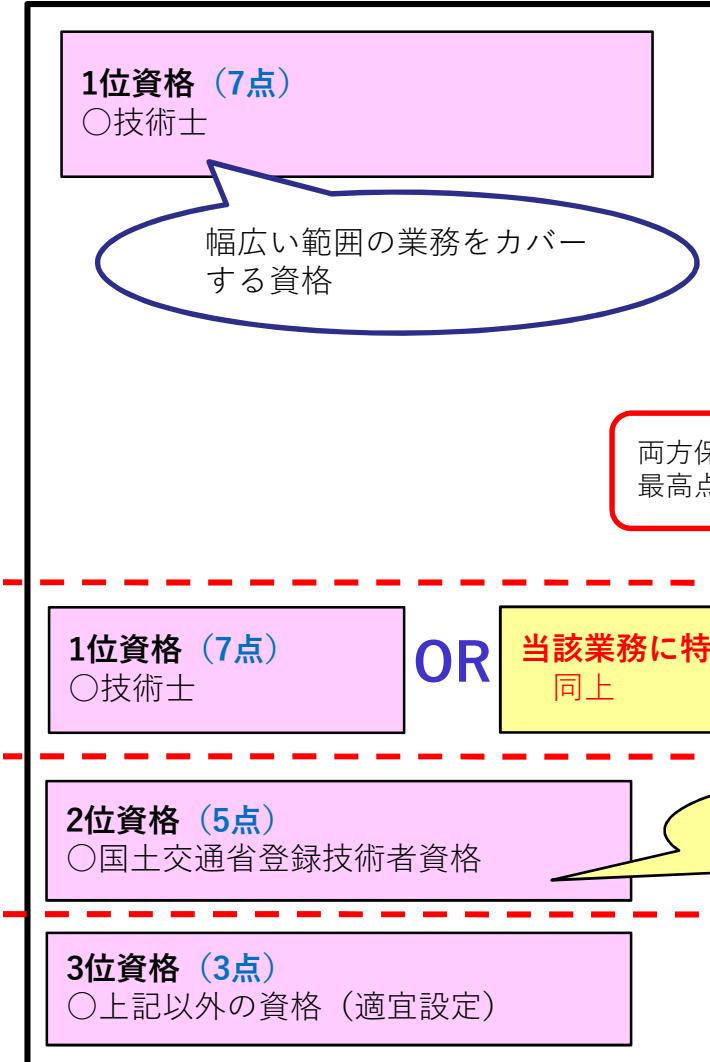
【手続きイメージ】



2. 総合評価での港湾海洋調査士等の評価について【新規】

- 業務内容に関わる資格を適切に評価するため、港湾海洋調査士等の資格を技術士と同等に評価する。
- 最高点評価は、「1位資格（技術士等）」+「当該業務に特化した資格」の両方保有している場合とする。
- 次点評価は、「1位資格（技術士等）」若しくは「当該業務に特化した資格」のどちらかを保有している場合とする。

管理技術者等保有資格



※配点例

当該業務に特化した資格 (2点)

	施設分野	業務名	資格名
1	港湾施設	維持管理計画策定業務、点検・診断・設計	海洋・港湾構造物維持管理士
2	港湾施設	設計及び維持補修設計	海洋・港湾構造物設計士
3	港湾	深浅測量・水路測量	水路測量技術 1級(沿岸) 水路測量技術 1級(港湾)
4	港湾	深浅測量	港湾海洋調査士(深浅測量)
5	港湾	磁気探査・潜水探査	港湾海洋調査士(危険物探査)
6	港湾	気象・海象調査	港湾海洋調査士(気象・海象調査)
7	港湾	地質・土質調査	港湾海洋調査士(土質・地質調査)
8	港湾	海洋環境調査	港湾海洋調査士(環境調査)

最高点評価
(9点)

次点評価
(7点)

(5点)

(3点)

3. 港湾空港部長表彰の評価について【新規】

□東北地方整備局（本官）発注の平成29年度～令和元年度に完了した業務（建設コンサルタント等、測量・調査）のうち、特に優れた成績を認められた企業及び管理技術者の港湾空港部長表彰を評価する。

■評価基準

評価項目（参加表明者）	評価基準	選定段階
東北地方整備局（港湾空港関係）発注の平成29年度～令和元年度に完了した業務（「測量・調査」、「建設コンサルタント等」）における優良業務表彰の有無	①局長表彰の実績あり	4.0
	②港湾空港部長又は事務所長表彰の実績あり	2.0
	③上記に該当なし	0.0
評価項目（配置予定管理技術者）	評価基準	選定段階 (特定段階)
東北地方整備局（港湾空港関係）発注の平成29年度～令和元年度に完了した業務（「測量・調査」、「建設コンサルタント等」）における優秀技術者表彰の有無。 (技術指導者を配置する場合は配置予定技術指導者を評価する。)	①局長表彰の実績あり	8.0 (5.0)
	②港湾空港部長又は事務所長表彰の実績あり	5.0 (3.0)
	③上記に該当なし	0.0 (0.0)

※①局長表彰 ②港湾空港部長 又は 所長表彰の評価は①、②のいずれか一つ（重複した評価はしない）

※（ ）は特定段階の配点

4. 総合評価落札方式の適用タイプ別配点表【見直し】

発注方式		プロポーザル方式	総合評価落札方式				備 考
			簡易型		標準型		
競争参加資格	資格要件、実績要件等	有無 ○or×	有無 ○or×	有無 ○or×	有無 ○or×	有無 ○or×	
①選定段階							
評価点	参加表明者の経験及び能力	37	37	34	37	—	
	配置予定管理技術者の経験及び能力	52	52	52	52	—	
	業務実施体制	可否判定 ○or×	可否判定 ○or×	可否判定 ○or×	可否判定 ○or×	—	
【選定段階】配点合計		89 (3~5者程度に選定)	89 (10者程度に選定)	86 (10者程度に選定)	89 (10者程度に選定)	—	
②特定・入札段階							
技術評価点	業務の実施方針	30→40	20→50	20→50	20→36	20→36	
	技術提案	70→110	—	—	35→64	35→64	
	配置予定管理技術者の経験及び能力	20 [21]→40	35 [36]→50	35 [36]→50	35 [36]→50	35 [36]→50	
【特定・入札段階】配点合計		120 [121]→190 (1者に特定のうえ随契)	55 [56]→100 (換算後60)	55 [56]→100 (換算後60)	90 [91]→150 (換算後60)	75 [76]→150 (換算後60)	評価結果を総合評価委員会へ諮問 ※簡易型は除く

※[]書きの数値は、国土交通省登録技術者資格の保有の有無を評価項目に追加設定(資格保有者に1点を加点)した場合の配点を示す。

5. 若手技術者の技術の習得機会の拡大【継続】

【若手技術者登用促進型（業務）】

○若手技術者の定義：
公示・公告年度の4月1日に満40歳未満であること

■目的

業務における若手技術者の活躍に向けて、若手技術者が管理技術者としての経験を積むことができるよう若手技術者の登用を促すとともに、経験の多い技術者（技術指導者）をあわせて配置することにより技術の伝承を図るための取り組みである。

■実施概要

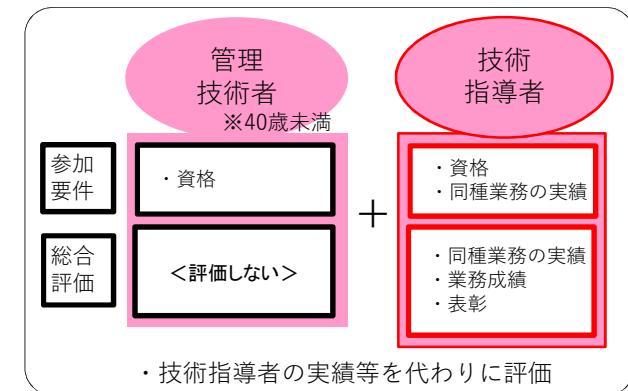
若手技術者は、総合評価において技術者点数が低い傾向があり登用の妨げになっている可能性があることから、技術指導者を配置する場合には技術指導者の実績等を総合評価の評価対象とすることにより、若手技術者の登用を促進させる。

■評価対象となる若手管理技術者等の配置

若手技術者育成のため技術指導者を配置した際に評価する。

若手管理技術者 + 技術指導者

○総合評価の同種業務の実績、業務成績、表彰については、技術指導者を評価する。



■対象案件

全発注業務

1) 配置予定管理技術者の評価

これまで、配置予定管理技術者の業務成績の評価は、管理技術者と担当技術者で従事した実績の業務成績を評価対象としておりましたが、担当技術者の業務成績は管理技術者の業務成績より低い傾向にあることから、原則、管理技術者の業務成績のみで評価する。

なお、配置予定管理技術者が、管理技術者としての実績がない場合には、担当技術者の実績で評価する。

2) 配置予定管理技術者の資格（“博士”の取り扱い）

配置予定管理技術者の資格要件として“博士”は、高度な技術検討等において設定するよう限定されているが、他の業務にも拡大する。

7. ミス防止対策【継続】

業務の競争入札及びプロポーザル方式において、発注者の評価ミス、参加者の申請漏れ等をなくし、適正に評価することを目的に「参加表明者等の算出による評価点一覧表」（自主採点）の提出を試行する。

【様式イメージ】

業務名：●●●●

会社名：○○○○

評価項目	評価の着目点		配点	自主採点
	判断基準			
参加表明者の経験及び能力	資格要件	下記の順位で評価する。 ①建設コンサルタント「港湾及び空港部門」登録がある。 公益法人、独立行政法人、学校教育法に基づく大学、又はこれらと同等と認められる機関。 ②上記以外。	① 3 ② 0	
	業務経験	平成21年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	① 6 ② 4	
	専門技術力	地方整備局（港湾空港関係に限る）発注の平成27年度から平成29年度までに完了した当該参加資格「建設コンサルタント等」に該当する業務の平均請負業務成績評定点を下記の順位で評価する。 ① 80点以上 ② 75点以上80点未満 ③ 70点以上75点未満 ④ 65点以上70点未満 ⑤ 60点以上65点未満又は業務成績がない場合	① 24 ② 20 ③ 15 ④ 11 ⑤ 6	
	優良表彰	東北地方整備局（港湾空港関係に限る）発注の平成27年度から平成29年度までに完了した当該参加資格「建設コンサルタント等」に該当する業務で優良業務表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。 ①局長表彰の実績がある。	① 4 ② 2 ③ 0	

資格	・土木学会認定技術者（特別上級、上級又は1級土木技術者） ・APECエンジニア（Civil、Structural、Environmental、Geotechnical又はIndustrial）		
業務経験	平成21年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。（技術指導者を配置する場合は配置予定技術者指導者を評価する。） ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	① 8 ② 5	
専門技術力	地方整備局（港湾空港関係に限る）発注の平成27年度から平成29年度までに完了した当該参加資格「建設コンサルタント等」に該当する業務の内、管理技術者として従事した業務（実績がない場合は担当技術者として従事した業務）の平均請負業務成績評定点を下記の順位で評価する。（技術指導者を配置する場合は配置予定技術者指導者を評価する。） ① 80点以上 ② 75点以上80点未満 ③ 70点以上75点未満 ④ 65点以上70点未満 ⑤ 60点以上65点未満又は業務成績がない場合	① 30 ② 24 ③ 18 ④ 12 ⑤ 6	
優良表彰	(様式-2又は3) 東北地方整備局（港湾空港関係に限る）発注の平成27年度から平成29年度までに完了した当該参加資格「建設コンサルタント等」に該当する業務で優秀技術者表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。（技術指導者を配置する場合は配置予定技術者指導者を評価する。） ①局長表彰の実績がある。 ②事務所長表彰の実績がある。 ③上記以外。	① 8 ② 5 ③ 0	
評価点合計			8 9

【適用時期】

本資料に関する見直しは**令和2年4月1日以降に公示する工事・業務より適用**する。

【本資料に関する問合せ先】

東北地方整備局港湾空港部

品質確保室長

課長補佐

022-716-0009 (ダイヤルイン)